

水産業のスマート化推進支援事業
機械等登録 公募要領

令和4年3月15日
(一社)マリノフォーラム21

水産業のスマート化推進支援事業（以下「本事業」という。）の対象機械等として登録を希望する機械等を、以下の要領で広く募集します。

※注意：本公募は、本事業の対象となる機械等を選定するために行うものであり、機械等の導入を希望する漁業者、漁協、サービス支援事業者を公募するものではありません。

1 事業概要

水産業のスマート化推進支援事業の概要は、『水産業のスマート化推進支援事業 実施規程』を参照してください。

本公募で登録された機械等は、導入を希望する漁業者等からの補助申請が採択されたのちに受注・納品することとなります。

2 機械等登録手続き

2-1 対象となる機械等

本事業の助成の対象とする機械等は、漁業(内水面漁業を含む)・養殖業(陸上養殖を含む)においてICT技術等を活用して生産性の向上・効率化に資する機械等のうち、次の要件(1)～(3)のいずれかを満たすものを対象とします。なお機械等は市販品の新品であることが必要です。

- (1) 漁業において、水温、塩分、潮流、漁獲量、入網状況等のデータや漁海況・操業データ等を収集・活用し、操業の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの
- (2) 養殖業において、水温、塩分、潮流、養殖魚の摂餌状況等のデータ等を収集・活用し、養殖生産物の生育状況・環境の把握、給餌量の調整及び最適化など、生産活動の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの
- (3) その他、ICT、IoT等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立の実現に資するもの

2-2 機械等登録申請及び販売ができる者

以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 日本国内に所在し事業を営む者
- (2) 機械等の提供、販売の実績を有する者
- (3) 機械等を導入しようとする漁業者等からの問い合わせ等に対応でき、当該漁業者等が機械等を設置しようとする通信・施設等の環境においても当該機械等が十分な性能・能力等を発揮できることを確保できる者

- (4) 農林水産省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

2-3 登録期間

第1回：令和4年3月16日～4月1日（6月頃、第2回登録を予定。）

2-4 申請書類

- (1) 水産業のスマート化推進支援事業 機械等登録申請書（別紙様式）
- (2) 上記（1）に関する添付資料（会社概要又はパンフレット、カタログ、仕様、チラシ等）
- (3) 審査に必要がある場合、追加資料の提出をお願いすることがあります。

2-5 機械等登録申請書の提出に当たっての注意事項

- (1) 機械等登録申請書に使用する言語は日本語とし、記入説明を参照のうえ様式に沿って作成して下さい。
- (2) 提出した機械等登録申請書は変更することができません。ただし、登録後であっても販売担当者の変更の場合はご連絡下さい。
- (3) 機械等登録申請書に虚偽の記載があった場合は審査対象となりません。
- (4) 提出後の機械等登録申請書は、採択、不採択にかかわらず返却しませんので御了承ください。
- (5) 提出された申請書類のうち、2-4の（1）及び（2）の内容は、登録機械等に採択された場合、公開しますのでご承知おき下さい。
- (6) 提出された申請書類は、本事業のため、国、外部委員及びその所属機関等に対して提供することがあります。また、本事業の成果や普及等のため、国の機関、国の独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人等が提出された申請書類に係る画像や文書等を使用することがあります。

2-6 機械等登録申請書の提出先及び問い合わせ先

（一社）マリノフォーラム21 技術顧問 吉田 yoshida@mf21.or.jp

TEL：03-6280-2792（開発部）

* 提出方法はメール添付送信のみとし、郵送や持参はお断りします。なお、申請書を受領した場合はメールにて受領確認を返信します。3営業日以内に返信がない場合はその旨を電話にて申し出て下さい。

* 登録申請書提出のメールタイトルは『スマート登録申請(社名)』、問い合わせのメールタイトルは『スマート問い合わせ(社名)』として下さい。

*お問い合わせは、電話の場合は月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時までをお願いします。メールは随時受信しますが、出張不在等、当日の回答ができない場合があります。

2-7 機械等登録の採択基準等

- (1) 本事業の機械等登録の採択は、選定委員会において別添に基づき審査し、水産庁の承認を経て決定するものとします。
- (2) 採否の結果は申請者にメールでお知らせします。
登録申請の内容については、審査での検討を受けて修正をお願いすることがあります。
審査結果の内容についてのお問い合わせには応じかねます。
- (3) 採択機械等は、当会ホームページに掲載し、公開します。
- (4) 同一機械等の複数申請があった場合、すべての申請者の『販売担当者』の情報は公開されますが、本体価格は最も安価な申請の情報のみを公開します。
- (5) なお、今後、導入希望者から申請される『スマート水産機械等導入計画』を基に、導入機械等への補助の採否を審査します。登録された機械等が無条件で採択されるものではありませんことをご留意ください。

2-8 その他

必要に応じ国または当会の現地調査にご協力頂く場合があります。

別添 水産業のスマート化推進支援事業 機械等登録審査基準

| 審査項目 | 審査の観点 |
|-------------|--|
| 申請機械等の要件合致性 | <p>本事業の助成の対象とする機械等は、漁業・養殖業において ICT 技術等を活用して生産性の向上・効率化に資する機械等のうち、次の要件のいずれかを満たすものを対象とする。なお機械等は市販品であること、新品であること。</p> <p>(1) 漁業において、水温、塩分、潮流、漁獲量、入網状況等のデータや漁海況・操業データ等を収集・活用し、操業の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの</p> <p>(2) 養殖業において、水温、塩分、潮流、養殖魚の摂餌状況等のデータ等を収集・活用し、養殖生産物の生育状況・環境の把握、給餌量の調整及び最適化など、生産活動の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの</p> <p>(3) その他、ICT、IoT 等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立の実現に資するもの</p> |
| 適格性の申請者の | <p>(1) 『2-2. 機械等登録申請及び販売ができる者』を満たしている</p> <p>(2) 販売体制、アフターフォロー体制が構築されている</p> |